

伊豆市省エネルギー診断促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の中小企業者等の事業の用に供する施設におけるエネルギーの使用の合理化を図るため、当該施設において省エネルギー診断を実施した中小企業者等に対し、予算の範囲内で伊豆市省エネルギー診断促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、伊豆市補助金交付規則(平成16年伊豆市規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この補助金において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者、個人事業主、医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人をいう。
- (4) 省エネ診断事業 一般財団法人省エネルギーセンターで実施する省エネ最適化診断又は一般社団法人環境共創イニシアチブで実施する省エネルギー診断経済産業省資源エネルギー庁における省エネお助け隊の実施する省エネ診断をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 市内に事業所を有する者であること。
- (2) 省エネ診断事業を令和6年4月1日以後に実施すること。
- (3) 個人事業主又は法人及びその代表者について、市税を滞納していないこと。
- (4) 伊豆市暴力団排除条例(平成24年伊豆市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、省エネ診断事業に要する経費(振込手数料を除く。)とする

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)とし、20,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、診断終了後に伊豆市省エネルギー診断促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 直近の確定申告書、法人登記に係る全部事項証明書及び営業許可証等の市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し
- (2) 省エネ診断事業の領収書の写し又はそれに準じる書類の写し
- (3) 省エネ診断事業で発行される報告書の写し
- (4) 市税の滞納がないことが確認できる証明書(1月以内に発行されたものに限る。)
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、伊豆市省エネルギー診断促進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)

により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、伊豆市省エネルギー診断促進補助金返還命令書(様式第3号)により、補助金交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 関係法令等に違反したとき。
- (3) 第10条第1項の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、伊豆市省エネルギー診断促進補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、当該交付決定者に通知する。

3 本条第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(協力)

第9条 交付決定を受けた者は、市がゼロカーボンの推進のため事業を行うときは、これに協力するよう努めなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

伊豆市省エネルギー診断促進補助金交付申請書 兼 請求書

年 月 日

伊 豆 市 長

〒 _____
事業所所在地 _____
事業所名 _____
代表者氏名 _____
電話番号 _____

※署名の場合は押印を省略することができる。

伊豆市省エネルギー診断促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。また、当該補助金の交付が決定したときは、交付決定額を請求します。

なお、私は伊豆市暴力団排除条例(平成24年伊豆市条例第2号)の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日等を警察署に照会することに同意します。

併せて、伊豆市省エネルギー診断促進補助金及びそれと同様の補助金等の交付を受けていないこと並びに市税に滞納がないことを誓約します。

記

補助申請額	円
省エネ診断に要した費用	円

金融機関の名称	銀行 農業協同組合 信用金庫								支店
	預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ									
口座名義									

【添付書類】

- (1) 直近の確定申告書、法人登記に係る全部事項証明書及び営業許可証等の市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し
- (2) 省エネ診断の結果が確認できる書類の写し
- (3) 省エネ診断の費用を支払ったことが確認できる書類の写し
- (4) 市税の滞納がないことが確認できる証明書(1月以内に発行されたものに限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号 (第7条関係)

伊豆市省エネルギー診断促進補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長

年 月 日付で申請のあった伊豆市省エネルギー診断促進補助金の交付について、下記のとおり決定します。

記

- 1 交付の可否 可 ・ 否
- 2 交付決定額 金 _____ 円
- 3 交付できない場合の理由

様式第3号 (第8条関係)

伊豆市省エネルギー診断促進補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆市長

年 月 日付けで決定した伊豆市省エネルギー診断促進補助金の交付について、下記の理由により交付を取り消したので、伊豆市省エネルギー診断促進補助金交付要綱（令和6年要綱第〇号）第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 不交付決定の理由 ○〇であるため
- 2 取消額 円
- 3 備考